

水辺で乾杯 2026

最上川に乾杯！～かわ遊びとおおはし夜市～ 出店要綱

1. 目的

この要綱は、水辺で乾杯 2026 において、夜市（マルシェ）に出店することで水辺空間の活用例を実践し、かわまちづくりへの機運を醸成することを目的とする。

2. 出店日程

出店にかかる営業時間は下記のとおりとする。

令和 8 年 7 月 4 日（土曜）

16：00 から 20：00 まで

準備開始から撤収完了まで下記の時間内で行うこと。

15：00 から 21：00 まで

3. 出店申込及び出店協力金

出店を希望する者は出店申込書に必要事項を記入し、誓約書に記名押印のうえ事務局に提出すること。

イベントに対する協力金として出店 1 店舗あたり 5,000 円 を納入すること。

※ 申し込み後、事務局から納入通知書を発行します。

4. 出店会場

(A)「大橋たもと大石田側」大石田町大字大石田丙 200-1 付近

(B)「大橋たもと横山側」大石田町大字横山 167-5 付近

上記 (A) (B) のいずれか

※ 別紙位置図のとおり

出店申込終了後、主催者が区画割りし、各店舗の出店位置を指定する。

荒天時は、町民交流センター「虹のプラザ」入口付近を出店会場とし、会場を変更する場合は、当日午前 9 時までに主催者が判断のうえ出店者へ連絡する。

5. 出店条件

出店にあたっては下記の条件を遵守すること

①出店面積：1 店舗あたりの出店区画については、事前に出店者と調整し、主催者側で地面に養生テープ等で表示する区画内とする。（ブース：間口 3 m×奥行 3 m 程度、又はキッチンカーの収まる大きさ）

②店舗形態：テントやタープ、キッチンカーなど出店者が指定された区域内で自由に設営するものとし、テント・タープ等の場合は汚損防止のためシートを敷設すること。

③設 備 等：会場では給排水設備が無い為、必要な店舗は自身で準備し、発生し

た排水及びゴミ類は持ち帰ること。汁物等を販売する場合は、残飯受けとしてザル並びにバケツ等を準備し、残飯の廃棄場所として説明すること。

また、会場では店舗用の照明を準備しないため、照明が必要な場合は出店者自身が準備すること。

- ④電源等：主催者が電源を店舗毎に準備する。容量は1,500W以内とし、1,500Wに収まらない場合は、出店者自身でバッテリーや発電機等を用意し補完すること。
- ⑤什器等：営業に使用する冷ケース、机、イス等は出店者が用意すること。電源が必要な什器類がある場合は、照明も含め店舗合計1,500W以内とすること。
- ⑥火気使用：火気及び発電機を使用する場合は、出店申込書に記載し、防火シートを敷設すると共に消火器を配置すること。
- ⑦衛生管理：保健所等の営業許可については、必要な出店者自身が申請し許可を得ること。また、販売等にかかる関係法令（消防法、食品衛生法等）を遵守すること。
- ⑧出店許可：主催者が出店を許可した者には許可証を発行する。出店者は店頭から見える位置に許可証を掲示すること。

6. 出店の制限

下記に該当する場合は出店を制限する。

- ・暴力団関係者及びその繋がりとされる者。

7. 注意事項

- ①食品を扱う出店者は、衛生管理を徹底し、販売する商品の品質を確保すると共に、出店中は食品衛生責任者の資格を有するスタッフを常駐させること。
- ③出店による事故や苦情等のトラブルは、出店者が責任をもって対応すること。
- ④出店者同士のトラブルについては、主催者は一切関与しない。
- ⑤営業時間内の出店会場への車の進入は、キッチンカーを除いて認めない。
- ⑥店舗で使用する機器及び使用電力量は申込時に申請すること。

水辺で乾杯 2026

最上川に乾杯！～かわ遊びとおおはし夜市～ 出店申込書

店名 (簡単な看板を準備します)	
代表者氏名	
代表者住所	
代表者連絡先	電話番号：
	メールアドレス：
出店形態 (いずれかを○で囲う)	キッチンカー ・ テント等
使用する下記の種類 (使用する物を○で囲う)	ガスコンロ ・ フライヤー ・ 発電機 ・ その他
販売品目 (SNS等で事前告知)	
備考	

誓 約 書

私は、令和8年7月4日（土）に開催される「水辺で乾杯 2026」出店に際し、下記事項について遵守することを誓約します。

記

1. 主催者の出店許可に関する調整及び決定に従うこと。
2. 出店要綱の出店条件及び注意事項に従うこと。
3. 私及び出店従事者が暴力団組員ではないこと。
4. 暴力団関係者を、出店準備や営業に従事させないこと。
5. 出店要綱及び食品衛生許可証に記載された指導及び留意事項を遵守すること。
6. 許可された場所以外に店舗を移動しない、変更を求めないこと。
7. 火気を使用する店は、消火器（ABC粉末消火器 10 型）を配置すること。

なお、上記事項に違反する行為があった場合には、営業を終了し速やかに露店を撤去することを確約します。

令和8年 月 日

大石田町長 庄司 中 殿

出店者 申請人住所

申請人氏名 印